

4月から「小型家電・金属類」の 回収が始まります！

「平成25年版ごみ・資源分別カレンダー」17～18ページでもご覧ください。

排出するときは次のようにしてください。

- 40リットル相当以下の透明または半透明の袋（トレー類、古布の出し方と同様）に入れて出してください。
- 袋に入らないごみは、粗大ごみ（有料）ですので、別途申し込みください。（粗大ごみの申し込み先 ☎ 581-4331）



- 携帯電話は、データを消去してから出してください。



初期化
(データ消去)

- 乾電池・ボタン電池が入っていたら、抜いて「有害ごみ」として不燃ごみの日に出してください。

資源物へ



電池は
有害ごみへ

※小型家電・金属類をクリーンセンターへ直接持ち込む場合、有料扱い（1kg当たり42円）となります。

（分別収集の徹底を図るため、収集に出す場合だけは無料扱いとします。）

～国をあげて、小型電子機器（小型家電）の リサイクルが始まります～

4月1日から「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が施行されます。これは、小型電子機器などに含まれる金や銀などの貴金属のほか、希少金属など有用なものも多くが回収されずに廃棄されているため、これら小型電子機器などの再資源化を促進して、資源の有効利用の確保などを図るために制定されたものです。希少金属の中には、コンデンサに使われるタンタルやリチウムイオン電池の原料となるコバルトなどがあります。多くは日本が外国から輸入しているものです。これら貴重な金属を、集めた小型電子機器から取り出して、再び小型電子機器などの原材料や部品の一部として利用します。

このリサイクルの流れを定着させるには、できるだけ多くの小型電子機器を集める必要があります。4月から日野市で回収する品目は前ページ（1面）のとおりですが、今後、回収状況を見ながら品目を増やすことを検討していきます。不燃物としてではなく、資源物として排出いただくよう、ご協力をお願いいたします。